

(仮称)北上野二丁目福祉施設基本構想における 障害者支援機能について

1 新施設の目指す姿【基本構想（案） P8 障害福祉分野 抜粋】

障害のある方が自分らしく暮らしていけるように、地域での生活を支える日中活動の場等を充実します。また、障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現を目指し、地域社会における障害の理解促進を図ります。

2 基本構想(案)における主な機能

松が谷福祉会館が担っている障害者支援の取り組みの充実を図る。

II-2 (1) 子供・若者相談支援拠点

③ 支援機能

ウ 児童発達支援 (P11)

- (ア) 未就学で、心身の発達に心配のある子供や、障害のある子供へのサービス提供拡大と保護者への支援の充実
- (イ) 児童福祉法に規定する「児童発達支援センター」を設置し、地域における児童発達支援の中核的な施設として、事業所等への助言・指導の充実
- (ウ) 重症心身障害児を対象に放課後等デイサービスの提供

II-2 (2) 障害者の地域生活を支える場 (P12)

① 障害者デイサービス（重症心身障害者の日中活動支援）

- (ア) サービス提供規模の拡充を図るとともに、痰の吸引、経管栄養、導尿、気管切開等の医療的ケアを充実させたサービスの提供
- (イ) 利用者に昼食や入浴サービスを実施
(希望する区内の在宅障害者や日中活動の場を提供する事業所にも同サービスの提供)
- (ウ) 重症心身障害者デイサービス終了後の時間帯における支援の充実

② 障害者社会参加援助

- (ア) 脳血管障害等の中途障害者を対象に、様々な相談に応じるとともに、機能低下を防ぐための予防的リハビリの充実
- (イ) 新たな利用者やニーズにも対応した社会参加プログラムの提供

③ 障害者自立支援センター

(ア) 適切なサービス提供のための相談体制の充実や相談員の資質向上

(イ) 基幹相談支援センターとして、困難ケースへの対応など、地域の相談支援事業者への指導・助言の充実

さらに、障害への理解促進・意識啓発を図るための取り組みを検討

3 今後の検討の進め方

障害者団体や松が谷福祉会館の利用者などの意見等を踏まえながら、基本計画を策定する。

4 今後の予定

令和5年 第2回定例会 基本計画中間のまとめ報告

第3回定例会 基本計画最終案の報告